

2012 年度建議事項回答

2013 年 07 月 17 日
ソウルジャパンクラブ

回答一覧表(カッコ内は前年の回答状況)

| 分野 | 項目数 | 受入可能 | 一部受入 | 長期検討 | 受入困難 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 労働 | 4(4) | 0(0) | 0(2) | 4(1) | 0(1) |
| 税務 | 5(0) | 0(0) | 0(0) | 2(0) | 3(0) |
| 金融 | 2(3) | 0(1) | 0(0) | 0(0) | 2(2) |
| 知的財産権 | 22(22) | 4(11) | 4(5) | 12(5) | 2(1) |
| 個別要望事項 | 7(6) | 0(2) | 1(4) | 1(0) | 5(0) |
| 生活環境改善 | 1(0) | 0(0) | 1(0) | 0(0) | 0(0) |
| 合計 | 41(35) | 4(14) | 6(11) | 19(6) | 12(4) |

労働分野 (継続 4 項目)

- 1) 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【長期検討】
- 2) 有給休暇の買い取り禁止【長期検討】
- 3) 非正規職の使用期間制限【長期検討】
- 4) 国家有功者雇用義務の弾力的運用【長期検討・】

税務分野 (新規 3 項目、継続 2 項目)

- 5) 外貨を獲得する役務サービスについて付加価値税法上のゼロ税率適用要請【受入困難】
- 6) 韓国に拠点をもっていない日本企業の生産委託に対する付加価値税の取り扱いについて【長期検討】
- 7) 輸出企業に供給する輸入付加価値税の取り扱いについて【受入困難】
- 8) 中小企業基本法上の中小企業の定義及び租税減免について【受入困難】
- 9) 組織再編による株式譲渡差益の非課税について【長期検討】

金融分野 (継続 2 項目)

- 10) 外国為替健全性負担金制度等外貨建て資金調達に関わる規制の緩和【受入困難】
- 11) 国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理の適用【受入困難】

知的財産権分野 (新規 5 項目、継続 17 項目)

- 12) 外国語出願の認容【長期検討】
- 13) PCT による国際出願に係る手続き補正の範囲【受入】
- 14) 指定期間、不服申立期間の延長【長期検討】
- 15) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【長期検討】
- 16) 特許の分割出願の時期的要件緩和【長期検討】

- 17) 特許出願におけるマルチのマルチクレームの認容【長期検討】
- 18) 特許期間延長制度における外国臨床試験の加算【受入困難】
- 19) 無効審判の請求人適格の制限緩和【受入困難】
- 20) 審判手続の改善【一部受入】
- 21) 侵害訴訟における法院での特許権等の有効・無効判断【長期検討】
- 22) 間接侵害規定の拡充【長期検討】
- 23) 知的財産権侵害に対する権利者保護の強化【長期検討】
- 24) デザイン登録要件における拡大先願の改善【受入】
- 25) デザイン保護法における保護範囲について【受入】
- 26) デザイン無審査登録物品の見直し【長期検討】
- 27) 商標の先後願に関する判断時期の改善【長期検討】
- 28) 商標の指定商品の包括的な記載の拡大【長期検討】
- 29) 不正の目的をもって使用する商標の判断基準について【一部受入】
- 30) 伝統製品・酒類等における商標保護強化【一部受入】
- 31) 特許庁ウェブサイト(KIPRIS)の改善【一部受入】
- 32) 水際措置の拡大【受入】
- 33) 日本コンテンツに対する規制の撤廃【長期検討】

個別要望事項（新規 6 項目、継続 1 項目）

- 34) 商法改正【一部受入】
- 35) 多数供給者契約と関連して価格調査の際、総合判断の要請及び資料提出負担の軽減要望【受入困難】
- 36) 食品輸入に関する規制および手続きの簡素化要望【受入困難】
- 37) 新薬価値案に対する建議【受入困難】
- 38) 薬価事後管理制度改善に対する建議【長期検討】
- 39) 1. 新薬薬価及び保険給付の登載プロセス短縮化【受入困難】
 2. 新たな薬価制度導入プロセス改善に対する建議【受入(カウントせず)】
- 40) 医薬品品目許可時必須提出資料である品目別製造および品質評価資料(GMP 資料)中バリデーション(validation)と関連した建議事項【受入困難】

生活環境改善（継続 1 項目）

- 41) 交通問題について改善【一部受入】

*下線は新規項目

1. 労働分野（継続4項目）

| 項 目 | 検討意見 |
|--|---|
| <p>1) <u>就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃</u>【雇用労働部、長期検討】 <<建議要約>> 韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得ることが勤労基準法により規定されているが、過度に使用者側の活動が制限されているのが実態であり、これが健全な労使関係構築の大きな妨げとなっている。企業が経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、労働基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃を要望する。 また、現状の手続き面においても、就業規則の作成・変更にあたっての雇用労働部長官への届出義務撤廃および司法機関での判断を要望する。</p> | <p>・就業規則は勤労に係る主な内容を盛り込んでいるにもかかわらず、団体協約とは異なり、使用者によって一方的に定められていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 勤労条件の不利益な変更がある場合、既存の勤労者の信頼保護および使用者の恣意的な解釈を防止するため、現行どおり勤労者集団の同意を得ることが勤労者の権益保護という面で合致し、 - 勤労条件対等決定の原則上、同規定は存置する必要性がある。 <p>・したがって、建議内容のように不利益変更に対する勤労者集団の同意規定を撤廃することについては慎重な検討が必要。</p> <p>* 但し、現在も就業規則の変更手続きが硬直的に運営されることを防ぐため、社会通念上合理性がある場合には勤労者集団の同意手続きを踏まなくても有効であると見て就業規則の変更手続きを弾力的に運営（「就業規則の解釈および運営指針（2009. 4. 24）」を施行中）しており、判例においても同様の立場である（大法院2001. 1. 5、99ダ70846など）。</p> <p>* * 日本労働契約法（第9条）においても、「労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない」と規定</p> |
| <p>2) <u>有給休暇の買い取り禁止</u>【雇用労働部、長期検討】 <<建議要約>> 勤労基準法の改正により、未消化有給休暇の買い取り義務免除の要件が緩和された点は評価できるものの、実態としては有給休暇の買取が既得権化し、有給休暇の消化促進がそれほど進んでおらず、ワークライフバランスの向上に繋がっていない。</p> | <p>・現行法律に明記された規定はないが、判例および行政解釈は年次休暇消化期限終了（1年）の際には未消化休暇を買取補償するとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - これは年次休暇を通常賃金で補償するようにしている規定（勤労基準法第60条第5項）の趣旨および年次休暇の消化率が低い現実（2012年57. 8%）などを勘案したものである。 |

上記の現状を踏まえ、有給休暇の買取補償を原則禁止とするように法令改正を要望する。買取補償の原則禁止化が困難であれば、その前段階として、買取の免除条件となる年次有給休暇の使用促進に関する措置の簡略化、計画付与制度や半日単位での休暇取得の促進など具体的な休暇取得促進策の積極的な広報、休暇取得促進の優秀企業の表彰など、具体的な促進策の実施を要望する。

3) 非正規職の使用期間制限延長【雇用労働部、長期検討】

《建議要約》

昨年の建議に対し、貴政府からは「使用期間を2年から最長4年に延長する法案を国会に係留中」で「労働市場の状況、労使及び関係専門家間の十分な議論・検討を経て慎重に検討する計画」との回答を頂いているが、現時点での検討状況と、特に今後の検討スケジュールについて提示をお願いしたい。

・したがって、現行の年次有給休暇制度の**法律規定**および**勤労者賃金減少効果**などを総じて考えると、現行の未消化休暇に対する**買取補償の義務を廃止**することは**慎重な検討が必要**

・但し、年次休暇制度の目的は休暇を活用した**勤労者の休息およびリフレッシュ時間の保障**にあることから、

- **年次休暇促進制度***(2004年に導入)などを通じて**買取補償よりは実際に消化するよう**にしており、

* 現行の年次休暇促進制度は使用者が任意に導入することができ、促進措置を実行(勤労者が消化期限終了6ヶ月前に残余休暇の消化日を指定)すれば未消化休暇の買取義務を免除

- 年次休暇の活性化に向けて年次休暇促進制度の施行時点の**早期化**など**制度改善***(2012年)を行った。

* ①年間80%未満出勤した勤労者にも一ヶ月に1日ずつの年次休暇を付与、
②年次休暇消化促進制度の促進期間を3ヶ月前から6ヶ月前に繰り上げ

・今後とも年次休暇の活性化を長時間勤務改善に向けた優先課題とし、**年次休暇消化促進制度の活用度の向上、社会的認識の転換、公共部門の先導的実践**などを引き続き推進していく。

・非正規職勤労者の使用期間を延長(2年→4年)する法案は第18代国会に提出されたが、労使間で立場の齟齬が大きく所轄常任委員会に上程されないまま廃棄された。

・期間制使用期間の延長および勤労者派遣例外業務の追加については、労使間で異見が大きく対立し、労働市場に及ぼす波及効果が大きい懸案であるため、十分な議論と検討を経て推進する必要がある。

また、韓国では合理的な理由が無い限り原則 2 年に制限されているが、日本では専門性の高い 26 業務では派遣期間は無制限となっており、例外職種や例外条件の制定についてもご検討いただきたい。

さらに、常用雇用型派遣事業について、現在の検討状況や今後のスケジュールにつき開示するとともに、若年層に安定した雇用条件と多様な就業経験を積む機会を提供することが可能な常用雇用型派遣事業の法制度化を要望する。

4) 国家有功者雇用義務の弾力的運用【国家報勲処、受入れ・長期検討・既に施行・受入れ困難】

〈建議要約〉

国家有功者の雇用義務については、過去の建議において貴政府から「今後就職能力開発を活性化するとともに、企業に必要な人材育成に努める計画について中長期的に検討」等、柔軟な制度運用について回答を頂いているが、具体的に何年後を目処にどのような対策を執られるのかをご提示頂きたい。

また、「経営悪化による 1 年間の義務雇用猶予」については、期限が来たら機械的に雇用義務を課すのではなく、再度経営状態の確認や求人と応募者のミスマッチ状況によっては更なる義務雇用猶予の延長等、より柔軟な運営をご検討頂きたい。

さらに、特に外国人投資企業の中で 20 名程度の小規模事業所は、バイリンガルスタッフの雇用などで、雇用面での負荷が高いことを勘案頂き、雇用義務猶予の延長だけではなく、経営状態によって雇用義務の免除処置も合わせてご検討願いたい。

・今後労働市場の状況と労使および関係専門家間で十分な議論・検討を経て慎重に検討する計画である。

□就業支援対象者の就業能力開発の活性化と、企業に必要な人材育成計画についての具体的な内容:受入れ

・現在、報勲官署で就業支援対象者の就業能力開発の活性化に向けて推進している内容としては、

- 専門の職業相談士を配置し、就業支援対象者の能力と適性に合ったカスタマイズ型就業設計によって就業支援過程の専門性を強化
- 就業能力を高めることができるよう外国語過程(英語、日本語、中国語)、情報化過程など講座の受講を支援
- 資格証を取得できるよう職業教育訓練機関による教育訓練を支援

* 教育訓練機関:韓国ポリテック大学、障碍人雇用公団職業能力開発院、職業専門学校、大韓商工会議所人力開発院

・また、企業が必要とする人材育成に向けて、

- 「大学生(高校生)-企業」連携プログラムの運営を活性化し、企業リクルート説明会などを通じて参加者には優秀企業に関する採用情報の共有化を、企業には優秀人材を先に確保できる機会を提供

* 2012年度のプログラム運営:参加企業2

| | |
|--|--|
| | <p>3社、就業支援対象者427名が参加</p> <p>□雇用後に企業へ優遇措置(補償)計画について具体的な(協議機関、課題、時期)中長期計画を提示:長期検討</p> <p>・国家有功者義務雇用の率先履行を促すための方策として、法定人数を超過した企業に対する優遇方策(税制メリットまたは雇用人数に相応する奨励金支援など)と同時に法定人数を満たしていない機関に対しては未採用人数に相応する雇用分担金を負担させる方策を考慮することができるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2013年3月末現在、外国人投資機関の国家有功者などの義務雇用率は38.8%と法定雇用目標人数に遠く及ばず、企業に大きな負担となる余地がある事柄であるため、現時点において推進することは厳しい - 今後企業の雇用状況や企業および関係専門家らと十分に議論・検討して慎重に検討する計画であり、優遇方策を講じる際にかかる財政予算を確保するためには企画財政部や国会等と協議する必要あり <p>□1年間の義務雇用の猶予後も経営悪化の際には更なる義務雇用猶予の延長など、柔軟な運営を検討:受入れ(既に施行)</p> <p>・企業の買収・合併・財務構造改善・会社更生手続き開始など経営が悪化した際には確認手続きを経て報勲特別雇用を1年間猶予しており、もし雇用猶予の事由が終了していない場合、1年単位でその期間を延長できるようにしている。</p> <p>* 就業支援業務処理指針(国家報勲処訓令第987号)第32条の2(添付1)</p> <p>□外国人投資企業の中で20名程度の小規模事業所は、猶予の延長または経営状態によって雇用義務の免除を検討:受入れ困難</p> <p>・国家有功者雇用義務は国家守護などのために犠牲となったり貢献した国家有功者などの生活安定と自立基盤づくりのため憲法第32条第</p> |
|--|--|

6項に基づいて国家が政策的に実施している特別制度であり、雇用義務を誠実に履行する国内企業と同様に韓国内において企業活動を営む外国人投資企業にも当然として雇用義務が適用されるため、その適用基準を異にすることは困難

*** 外国人投資地域に指定された地域の入居企業に限り、別途の法律で雇用義務を免除(猶予)している。(添付2)**

・但し、就業支援対象者を報勲特別雇用の方法により推薦する際、報勲官署では企業との協力強化によりパイリンガルなどの適格者を推薦することで企業の雇用負担を最小化し、企業も普段から関心を持って公開採用などを通じて優秀人材を採用するよう積極的な努力が必要

<参考1>

就業支援業務処理指針(国家報勲処訓令第987号)

第32条の2(報勲特別雇用の猶予)①企業などが次の各号のいずれかに該当する際は就業管理(支)庁長に報勲特別雇用の猶予を申請することができる。

1. 「債務者更生および破産に関する法律」第49条によって企業更生手続き開始が決まった場合

2. 「雇用保険法」第21条および同法施行令第19条によって雇用維持支援金の支給対象として決まった場合

3. その他、買収・合併・財務構造改善など経営悪化のためやむを得ず雇用調節をする場合

②企業などが第1項によって報勲特別雇用猶予を申請する際には、法院の判決あるいは公告文、決定書類、協定書雇用維持支援金の支給決定書などの立証書類を提出しなければならない。

③第1項によって報勲特別雇用猶予の申請を受けた就業管理(支)庁長は、報勲特別雇用猶予の可否を決め、その結果を申請書を受けた日から十日以内に当該企業などに通報しなければならない。

④第1項による報勲特別雇用の猶予期間は猶予決定日から1年とするが、報勲特別雇用の猶予事由が終了していない場合は第2項および第3項の手続きを経て1年単位でその期間を延長することができる。

⑤第4項にもかかわらず、企業などが次の各号のいずれかに該当すれば、報勲特別雇用の猶予

事由が終了したものとみなす。

1. やむを得ない事由なしに報勲特別雇用の猶予期間中に職員を新規に採用する場合

2. 第1項第2号による企業などが雇用保険法施行令第56条第1項によって雇用維持支援金の支給制限事由に該当する場合

<参考2>

外国人投資企業の報勲対象者義務雇用の特例

□義務雇用免除の外国人投資企業(外国人投資地域に指定された地域の入居企業)

◆**国家有功者雇用義務の猶予(2011. 12. 31まで施行)**

△「外国人投資促進法」第20条の規定によって外国人投資専用団地に入居した外国人投資企業(天安など7つの団地)

◆**国家有功者雇用義務の全面的な免除**

△「経済自由区域の指定および運営に関する法律」第17条の規定によって経済自由区域指定区域に入居した外国人投資企業(仁川、鎮海、広陽)

△「自由貿易地域の指定などに関する法律」第3条の規定によって自由貿易地域に指定された地域に入居した外国人投資企業(馬山、益山、群山、大佛)

△「企業都市開発特別法」第34条2の規定によって企業都市開発区域に入居した外国人投資企業(務安、忠州、原州、泰安、茂朱、靈巖、海南)

△「済州特別自治道の設置および国際自由都市づくりのための特別法」第168条の規定によって済州特別自治道に入居した外国人投資企業

□外国人投資企業の報勲対象者義務雇用の現状

(単位:機関、名/2013. 3. 31現在)

| 機関別 | 企業数 | 従業員総数 | 法定人数 | 報勲対象者雇用人数 | 雇用率 (%) |
|-----|-----|---------|--------|-----------|---------|
| 合計 | 588 | 251,345 | 10,939 | 4,244 | 38.8 |
| ソウル | 440 | 194,452 | 8,575 | 3,303 | 38.5 |
| 釜山 | 67 | 23,040 | 943 | 427 | 45.3 |
| 大田 | 33 | 13,462 | 541 | 153 | 28.3 |
| 大邱 | 23 | 9,669 | 411 | 165 | 40.1 |
| 光州 | 25 | 10,722 | 469 | 196 | 41.8 |

※就業者4,244人のうち報勲特別雇用の方法による就業者は1,511人(35.6%)に過ぎない。

2. 税務分野（新規3項目、継続2項目）

| 項 目 | 検討意見 |
|---|--|
| <p>5)外貨を獲得する役務サービスについて付加価値税法上のゼロ税率適用要請【企画財政部、受入れ困難】</p> <p>《建議要約》</p> <p>メーカーの現地法人が本社に特定役務（市場調査、販売支援及びアフターサービスなど）を提供し役務対価を受け取る場合、その対価が付加価値税法上のゼロ税率の対象になるかが疑問である。即ち、メーカーの現地法人の業種分類が付加価値税施行令第26条の第1項の「事業施設管理及び事業支援サービス業」、もしくは、「商品仲介業のうち、商品総合仲介業」に該当すればゼロ税率になるが、詳しく調べてみたらどちらも該当しない可能性が高い。</p> <p>販売支援サービス業は外貨を獲得する産業なので問題なくゼロ税率の適用を受けられるようにゼロ税率の適用対象を列挙主義より包括主義及び排除方式の採用に変更してほしい。</p> | <p>・ゼロ税率制度は原則的に国外で消費される財貨または役務に適用することで国家間の二重課税を防止するための制度である。</p> <p>－ このような趣旨から、外貨獲得役務のゼロ税率の適用範囲を当該役務の最終消費地が主に国外である業種に厳しく制限している。</p> <p>⇒したがって、外貨獲得役務の範囲を包括主義に変更する場合、その消費が国内で生じているにもかかわらずゼロ税率の適用を受けるケースが発生するおそれがある。</p> |
| <p>6)韓国に拠点をもっていない日本企業の生産委託に対する付加価値税の取り扱いについて【企画財政部、改正検討】</p> <p>《建議要約》</p> <p>韓国に拠点をもっていない日本企業が韓国企業に生産を委託し、委託生産された財貨を海外に搬出せずに韓国内で販売する場合、在庫保有代理人(法人税法施行令第133条第1項1号)に該当し国内事業場になり、ほとんどの租税条約ではこれをPEと規定していないため法人税の納税義務はないが、付加価値税法上の事業者登録及びその他申告納付義務が発生する。最悪の場合、法人税の申告納付義務はないが、付加価値税の申告納付義務のある事業場がでる矛盾がある。</p> <p>付加価値税法施行令第4条第5項の外国法人に対する事業場規定の但書として、「ただし、租税条約により、法人税または所得税が課税対象になる所得に関連する場所に限る」を入れることを建議する。</p> | <p>・付加価値税の納税義務の範囲と所得に対する納税義務の範囲を一致させる必要があるという意見に同意</p> <p>－ 居住者・外国法人の事業所得については、税法上の国内事業場の規定より租税条約上の固定事業場の規定が優先して適用</p> <p>－ 反面、付加価値税法は国内税法上の国内事業場の規定のみを準用するようになっており、租税条約上の固定事業場が存在しないため所得・法人税の納税義務が発生しない場合においても</p> <p>・国内税法上の国内事業場が存在するとされるため、付加価値税の目的上、事業者登録の可否に混乱が発生</p> <p>・付加価値税法においても法人税法または所得税法以外に租税条約がある場合には、租税条約上の規定によって事業場の有無が決まるように付加価値税法施行令(第4条第5項)の改正</p> |

| | |
|--|--|
| <p>7) <u>輸出企業に供給する輸入付加価値税の取り扱いについて【企画財政部、受入れ困難】</u> ≪建議要約≫</p> <p>財貨の輸入者が輸出企業に財貨を供給する場合、輸入時には付加価値税を税関に納付しなければならないが、財貨の供給時にゼロ税率が適用されるため付加価値税の徴収ができないため、輸入者は付加価値税の還付時まで資金不足が発生する。</p> <p>付加価値税法第 11 条(ゼロ税率の適用)の規定に財貨又は役務の供給だけではなく、財貨の輸入も追加し、輸出企業に供給される財貨の輸入など、一定条件を満たす輸入取引に対してゼロ税率が適用されるようにしてほしい。もしくは、輸入付加価値税の徴収を猶予してほしい。</p> | <p>を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税のゼロ税率は基本的に消費地国の課税原則に従って財貨を輸入して消費する国で課税し、国家間の二重課税を防止するための制度である。 - 但し、輸出奨励の一環として輸出企業の資金調達負担の緩和のため、内国信用状による供給など一定要件を満たした場合に限って輸出企業に供給する財貨に対してゼロ税率を適用している。 ・輸出企業に供給するために輸入する財貨に対してもゼロ税率を適用することはゼロ税率制度の基本趣旨に合致せず、 - 輸出を目的に輸入された財貨が実際100%輸出用に使われるかどうかという事後管理の問題が発生 - また、国産の物品を原材料として購入し輸出する場合を考慮すると国産物品を逆差別しうる結果を招く <p>※輸入付加価値税の徴収猶予についても同様の問題が発生</p> |
| <p>8) <u>中小企業基本法上の中小企業の定義及び租税減免について【中小企業庁、受入れ困難】</u> ≪建議要約≫</p> <p>直前事業年度末の資産総額が5,000億ウォン以上の日本法人(日本本社)が30%以上の持分を持っている韓国会社(韓国子会社、関連会社)は中小企業基本法上で規定しているその他要件を満たしているにも拘わらず、「中小企業の所有及び経営の独立性の基準」に反し中小企業から除外すると規定している。この条項は2009年より外国人投資企業にも適用されている。</p> <p>中小企業判断の際、上記の実質的独立性基準は外国人投資企業には適用しないことを建議する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・同基準は経済力集中の防止および公正な競争環境づくりのために大手企業が出資した企業を中小企業から除外するために導入(2002. 5. 20) - 施行当初(2005. 4. 1)には出資の大企業を資産5千億ウォン以上の上場法人(コスダックを含む)に限定したが、国内外のすべての企業へ拡大(2005. 12. 27) ・同建議は経済的弱者である中小企業の保護・育成という中小企業基本法の基本趣旨に背くものであり、国内企業との公平性にも問題 <p>* 国家競争力委員会は実質の中小企業へよ</p> |

| | |
|---|--|
| <p>9) <u>組織再編による株式譲渡差益の非課税について【企画財政部、慎重検討】</u> <u>《建議要約》</u> 韓国の会社につき、日本の親会社が日本の組織再編税制を満たした上で再編を行う場合、事業再編による株式譲渡は日本では課税されないが、韓国で営業権の譲渡課税の問題が生じ、組織再編が進まない。 租税条約を他の先進国なみに改訂(事業再編による株式譲渡は課税しないなど)していただくのがベストだが、条約改定しないまでも、交換公文手法等で実質的な改訂をしてほしい。</p> | <p>り多くの資源が配分されるべく、国内外の大手企業系列の中小企業を除外するように制度改善を勧告(2009. 8. 28)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中小企業政策の起点となる中小企業の範囲の基準は、持分所有主の国籍を問わず同じく適用することが望ましい。 <p>・韓日租税条約は両国の税務当局間における合意に基づいており、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 建議事項については、今後韓日租税条約の改訂交渉が開始される際、同案件についての日本側課税当局の立場を聴いた上で協議していく。 |
|---|--|

3. 金融分野（継続2項目）

| 項 目 | 検討意見 |
|---|---|
| <p>10) <u>外国為替健全性負担金制度等外貨建て資金調達に関わる規制の緩和【企画財政部、受入れ困難】</u> <u>《建議要約》</u> 外国銀行支店の外貨借入れは、その大半が安定資金としての性格が強い国外本支店からの調達である。2011年8月1日施行の外国為替健全性負担金制度では本支店借入れをも対象に含めているため、資金調達コストの大幅な上昇は、外国銀行支店に対して過度な負担を強いるだけでなく、貸出先である一般企業や地場金融機関向けの貸出利率に転嫁されやすく、韓国経済や産業界全体の負担増となる可能性がある。 その改善策として、1)高い負担金料率を現行の半分に以下に軽減、2)安定資金としての性格が強い本支店借入れに対する負担金の軽減措置、3)外国銀行支店が金融サービスを安定</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・外国為替健全性負担金は、銀行などの過度な借入れなどによる資本流出の急激な変動を緩和するために導入された制度であり、国内の市中銀行および外国銀行支店に対して差別なく適用することが望ましい。 - 外国銀行支店の高い負担率は外貨借入れの割合が高い資金調達の特性に起因 ・ただし、外国銀行支店の特性を考慮し、本店から長期で調達する資金(甲々勘定)は賦課対象からすでに除外している - また、外国銀行支店はすでに、国内銀行に適用される外為健全性規制*の適用を受けていないなど優遇されている点も勘案する必要あり <p>* 外貨流動性比率、7日(1ヶ月)ギャップ比</p> |

| | |
|--|---|
| <p>的かつ円滑に提供できる環境を整備すべく柔軟な金融政策、などのご検討を要望する。</p> <p>11) <u>国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理の適用【企画財政部、受入れ困難】</u> <<建議要約>> 支払保証のみを取得し、国内金融機関より借入れしているケースでは、実際の資金の流れは国内で完結しているため、他の国内資本の同業他社が行う国内調達と全く同じであり、公平を欠く。このため国外支配株主の支払保証があったとしても、国内金融機関より借入れた金額については、同株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超過していても、その超過分に対する支払利息及び割引料は、損金算入できるよう改善を要望する。</p> | <p>率、中長期外貨貸出財源調達比率</p> <p>・過度の借入による租税回避行為を規制するための過少資本税制*の趣旨を大きく毀損</p> <p>* 多国籍企業が海外子会社に資本金よりは借入金を増加させて租税回避を図ることを防止するための制度</p> <p>- 制度導入の趣旨から、国内金融機関からの借入れを国外金融機関からの借入れと特に差別して適用する理由なし</p> <p>・また、借入金が適正水準を超過*しても通常条件による借入金であることを立証する場合は過少資本税制の適用排除が可能であるため、合理的な理由なしに一律的に適用を排除することは不適切</p> <p>* 国外特殊関係者からの借入金(支払保証を含む)が国外支配株主が出資した金額の3倍(金融業6倍)</p> |
|--|---|

4. 知的財産分野 (新規 5 項目、継続 17 項目)

| 項 目 | 検討意見 |
|---|--|
| <p>12) <u>外国語出願の認容【特許庁、長期検討】</u> <<建議要約>> 韓国特許庁への特許出願を行う際、現行制度では、韓国語で出願を行わなければならないこととされている。しかし、企業活動ないし特許制度のグローバル化に伴い、複数の国に同一の特許出願を行う必要性が増しているところ、現行制度では、短期間に韓国語へ翻訳しなければならず、また、翻訳に誤りがあった場合、手続補正が制限される等、さまざまな問題が生じている。 そこで、外国語による特許出願を許容する外国語特許出願を採用することを要望する。</p> | <p>・現在、2014年以後の施行を目標に推進中の特許法および実用新案法立法予告案(立法予告:2013. 3. 29~5. 29)に外国語出願制度が反映されている。</p> <p>・外国語出願の可能な言語については産業通商資源部令において規定する予定(現在は英語のみ反映する予定)</p> <p>- ただし、相互主義の原則に基づいて他の言語(日本語など)については漸進的に拡大していく予定</p> <p>* 日本は外国語出願制度を導入(日本特許</p> |

| | |
|---|---|
| <p>13) <u>PCT による国際出願に係る手続き補正の範囲【特許庁、受入れ】</u> ≪建議要約≫ PCT による国際特許出願が韓国国内に移行した場合、国内移行時に提出した翻訳文に基づいた補正しか認められておらず、国際出願の原文に基づく手続き補正が認められていない。そのため、例えば、翻訳に誤りがある場合に、現行制度では、正しい補正を行うことができず、権利取得において問題を生じている。そこで、PCT による国際特許出願の国内移行時において、国際特許出願の原文に基づく手続き補正を認めるよう、補正範囲の拡大を要望する。</p> <p>14) <u>指定期間、不服申立期間の延長【特許庁、長期検討】</u> ≪建議要約≫ 主要各国において、拒絶理由通知に対する意見書提出等の応答期間は、概ね3～4カ月とされているところ、韓国においては、2カ月とされており、これを延長するために代理人手数料などが必要となってしまう。そこで、当該期間を主要各国と同様、3～4カ月とすることを要望する。また、同様に、拒絶決定に対する不服申立期間についても、現行の30日間をより延長することを要望する。</p> | <p>法36条の2)しているが、特許法施行規則25条の4において外国語を英語と規定しており、英語出願のみ可能</p> <p>・現在、2014年以後の施行を目処に推進している特許法および実用新案法立法予告案(立法予告:2013. 3. 29～5. 29)には、原文(外国語)を基準に補正ができるようにする制度が反映されている。</p> <p>・現在、特許に係る手続きを踏むべき者が交通の不便な地域に居住していたり、その手続きを踏むために相当の準備期間を要する場合、手続きをしっかりと踏むことができるように期間の延長制度を運営している。</p> <p>・拒絶理由通知に対する基本応答期間は、毎回1ヶ月ずつ1回または2回以上の延長申立が可能</p> <p>・拒絶決定不服による審判請求期間は出願人が在外者である場合、審判請求期間を2ヶ月以内にて延長*することができるため、拒絶決定書の送達を受けた日から30日に2ヶ月の期間を加えて計3ヶ月の期間が与えられている。</p> <p>* 2009. 1. 30日付け特許法第15条第1項および審判事務取扱規定第21条の改定</p> <p>・このように多様な期間延長制度を運営しており、拒絶理由通知に対する基本応答期間および拒絶決定に対する不服審判請求の期間延長と未応答に対する自動延長制度は、</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>15) <u>特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【特許庁、長期検討】</u> ≪建議要約≫ 現行制度において、コンピュータプログラムは、記録媒体(例えば、DVD や CD-ROM 等)に記録されたものに限り保護対象となっている。しかし、インターネット等の普及に伴い、ネットワーク上でプログラムを流通・販売させることが一般的になっている昨今、ネットワーク上での流通・販売は、記録媒体を用いていないことから、これらに対し直接権利行使を行うことができない状況となっている。そこで、コンピュータプログラム自体を特許の保護対象として明確に規定することを要望する。</p> <p>16) <u>特許の分割出願の時期的要件緩和【特許庁、長期検討】</u> ≪建議要約≫ 特許決定後、事業戦略の変更等に応じて出願を分割し、より実効性のある強い権利を取得したいというニーズは、企業等において少なくない。しかし、現行制度において、特許決定後は、もはや分割出願をする機会が認められておらず、このようなニーズを満たすことができない。 そのため、特許決定後であっても、一定期間分割を可能とするよう、分割出願の時期的要件の緩和を要望する。</p> <p>17) <u>特許出願におけるマルチのマルチクレームの認容【特許庁、長期検討】</u> ≪建議要約≫ 現行制度の運用では、特許請求の範囲を記</p> | <p>-審査処理期間の遅延および権利不確定期間の長期化のため第三者の監視負担も増えるおそれがあるため、長期的に検討する。</p> <p>・現行の法体系の下においても記録媒体に記録されたコンピュータプログラムに対して保護がなされている。</p> <p>・ネットワーク上で流通されるコンピュータプログラムの発明を保護する上で一部制約はあり得るが、ネットワーク上での保護を強化するかについては、ソフトウェア産業の発展推移の把握、関連業界の意見および世論のヒアリング、他国の保護事例の収集・分析などを通じた持続的な研究・検討が必要な事柄であると判断される。</p> <p>・日本特許庁においては、特許法第44条によって特許決定の謄本を送達した日より30日以内まで分割出願を行うことが可能である反面、韓国特許庁においては、特許法第52条によって特許決定の謄本を送達する前までに分割出願が可能</p> <p>・最終特許決定後も分割を通じた再出願の機会を追加的に付与する場合、権利確定遅延によって不特定多数に不測の損害が生じる可能性があり、分割出願が急増する可能性による審査負担の増加などの懸念があるだけに、</p> <p>- 今後第三者の監視負担および分割出願の推移などを考慮して分割機会を特許決定後までに拡大する方策を長期的に検討する。</p> <p>・二つ以上の項を引用しているマルチの請求項をさらに引用する場合は請求項の引用関係が複雑となり、第三者、審査官および法院などによる発明の把握が非常に困難であることから、</p> |
|--|--|

載するに当たって、他の請求項を多数引用した請求項をさらに多数引用する記載(いわゆるマルチのマルチクレーム)が認められていない。そのため、多面的な特許権の取得が困難な状況にある。

そこで、日本特許庁及び欧州特許庁のように、マルチのマルチクレームによる特許請求の範囲の記載を容認するよう要望する。

18)特許期間延長制度における外国臨床試験の加算【特許庁、受入れ困難】

《建議要約》

新薬の販売許可等に必要な期間について、特許権の存続期間を延長する制度が設けられているが、韓国では、期間の算定に際し、韓国で承認された臨床試験期間等に限られ、海外での臨床試験に要する期間算入が認められていない。

そこで、他の主要国と同様、海外における臨床試験の期間も特許権存続期間延長の基礎として算入するよう要望する。

19) 無効審判の請求人適格の制限緩和【特許庁、受入れ困難】

《建議要約》

現行の無効審判制度において、何人でも無効審判を請求できる期間は、登録公告から3ヵ月経過前に限られ、登録公告から3ヵ月以降は、利害関係人と審査官以外、もはや無効審判を請求することができなくなる。

しかし、特許権は、排他的独占権という強力

- 審査官の業務負担、第三者による理解の容易性、国際的調和を考慮して**長期的に検討**する。

・特許権の存続期間の延長出願において延長期間を算定する際、外国での臨床試験期間の認定可否について検討した結果、

- 特許権存続期間延長出願制度は、**韓国内で特許権を実施するにおいて他の法令による許可などを要する場合、その実施できなかった期間を5年を限度に延長できる制度であり、特許法上例外的に運営されている規定**である。

- 特許権の存続期間の**延長対象となる臨床試験期間は、韓国内における医薬品許可のため食品医薬品安全処長の承認を受けた臨床試験の期間**に対して認めているものである。

- 外国での臨床試験は**当該国における医薬品許可を受けるためのもの**であり、韓国における**医薬品許可を受けるために食薬処長の承認を受けて実施した試験ではない**ので延長対象の期間に含まれず、米国でも韓国と同様に外国で行われた臨床試験の期間は認めていない。

・無効審判において請求人の適格を制限する趣旨は、審判請求の利益がなければ審判請求権もないという民事訴訟法の基本原則を反映したものである。

・現在、無効審判の手続きを二元化して設定登録日より登録公告日後3ヶ月までは誰でも無効審判の請求が可能であると規定している。

な権利であることから、新規性や進歩性等が欠如する権利を維持することは、公益的観点から望ましくない。また、請求人適格を制限しているため、本来、当該特許に無効理由があるか否かという争点とは関係なく、請求人が利害関係者に該当するか否かといった争点が惹起されている。

そこで、新規性、進歩性等の欠如といった公益的な観点から無効とすべき理由を有する特許権については、いつでも何人でも無効審判を請求可能な制度とすることを要望する。

20) 審判手続の改善【特許庁、一部受入れ】

《建議要約》

韓国の無効審判等においては、実務上、当事者による「技術説明会」が開催されている。しかし、審判官の頻繁な人事異動の都度、当該「技術説明会」の要請がなされ、特に外国の出願人にとっては、その対応が負担となっている。

そこで、審理の安定性向上のため、審判官の人事異動をなるべく減らすように要望すると共に、既に行った「技術説明会」の開催結果を共有し、人事異動の都度「技術説明会」を要請することのないよう要望する。また、このような手続きの開催に当たっては、当事者双方のスケジュール調整を十分お願いしたい。

21) 侵害訴訟における法院での特許権等の有効・無効判断【特許庁、長期検討】

《建議要約》

特許権等の侵害訴訟が提起された場合、被告が対象となる特許権等の有効、無効を争うためには、無効審判を特許審判院に別途提起しなければならない。そのため、侵害訴訟の手続きを効率的に進めることができない状況にある。

そこで、侵害訴訟において特許権無効の抗弁を認め、特許が無効とされるべきものである場合は、法院においてこれを判断し、早期かつ一回的紛争解決を図る制度の導入を要望す

・無効審判の請求人適格を制限しない場合、特許権者に害悪を与える目的で無効審判の請求を濫発し、特許権者が多くの時間と費用を支払わなければならない問題点が生じるため慎重な検討が必要

・(提案1)

- 審判官の専門性を確保するため、審判官の退職や派遣など止むを得ない場合に限り人事異動を実施中

・(提案2)

- 技術説明会を開催した場合は技術説明会の結果報告書を作成して共有しており、追加の争点について当事者の説明が必要な場合は技術説明会を再度開催することができる。

・(提案3)

-通常、有線上にて当事者のスケジュールを確認して技術説明会の期日を指定しているが、審理日程上止むを得ない場合には当事者の理解が必要

・上記の建議事項は侵害訴訟における1・2審法院の管轄集中および侵害訴訟法院における技術判断体系の整備などの先決問題が解決された上で長期にわたり慎重に検討する。

る。

22) 間接侵害規定の拡充【特許庁、長期検討】

《建議要約》

特許発明の生産又は実施に用いられる部品や材料等を譲渡する行為等は、いわゆる間接侵害として権利侵害の一つとみなされるところ、現行特許法では、間接侵害として認められる範囲が特許発明の生産又は実施に「のみ」使用する部品や材料等を譲渡する行為等に限定されている。そして、法院において、その部品や材料等が特許発明の生産又は実施に「のみ」使用される物であるか否かが厳格に判断されていることから、結局、間接侵害の適用が困難となり、特許権の十全な保護が図られていない。

そこで、権利保護強化の観点から、悪意(特許権の侵害に用いられることを知りながら)をもって特許権の侵害に使われる部品や材料を譲渡する行為等について、広く間接侵害とみなすよう要望する。

23) 知的財産権侵害に対する権利者保護の強化【特許庁、長期検討】

《建議要約》

韓国における知的財産侵害訴訟は、権利者が勝訴する割合がきわめて低く、また、法院で認められる損害賠償額もきわめて低額であり、実際のライセンス料に満たない場合も少なくない。また、無効審判により特許が無効とされる率も高い状況である。そのため、権利者の保護が十分図られていないばかりではなく、むしろ事前にライセンス料を支払うよりも、権利侵害訴訟で争った方が得策であるとの雰囲気も醸成されており、相手方の知的財産権を尊重するという土壌の形成が妨げられている。

そこで、損害賠償額認定の適正化とともに、審査・審判・権利行使に至るまで瑕疵のない強い権利の設定がなされるよう、審査・審判・法院における特許性判断の基準統一を図るよう要望する。

・間接侵害の範囲を拡大することは、特許権者の権利濫用および特許紛争の増加を招くおそれがあるため、慎重に検討されるべき懸案である。

- したがって、特許権者の権利保護の面、特許権者と第三者との衡平性の面、国際的調和の面などを総合的に考慮して制度改善の可否を長期的に検討する。

・特許法に特許権侵害の際の損害賠償額算定に係る具体的な基準があるが、法院は証拠不十分などのため実際損害額に満たない小額判決の傾向

* 韓国の特許権侵害訴訟において5千万ウォン以下賠償金の判決が50%を占め、平均の損害賠償認容額が1億ウォン前後に過ぎない(韓国知識財産研究院、2009)

* 主要国における平均損害賠償額の認容の現状(ソウル大学技術と法センター、2012)

- 米国1,500万ドル(約168億ウォン、中央値、2011年)、ドイツ25万ユーロ(約3.5億ウォン、2004年)、日本1.8億円(約26億ウォン、1998~2001年)

・特許庁は損害賠償額の現実化および特許権の実効性の確保のため専門家会議を開催し、

| | |
|--|---|
| | <p>研究委託などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> - 今後、関係学会・業界など専門家らの意見を積極的に受け入れて、特許法上の損害賠償の算定基準と手続きに係る規定の改定など損害賠償額の適正性を確保できる方策づくりに取り組む。 <p>・また、特許権の実効性を確保するため、故意の特許侵害の場合は法院の裁量で損害賠償額を増額できる懲罰的損害賠償制度を導入することについて議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 但し、懲罰的損害賠償制度は特許侵害を抑制する効果はあるが、悪用される場合は企業活動が阻害されるおそれがあるため、慎重な検討が必要 <p>・審判院は法院との特許性判断基準の統一化に向けて多様な政策を推進中</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「知識財産法制研究会」(年1回)、法院勤務結果発表会(年1回)、技術審理官との懇談会などを通じて法院の特許性判断基準について情報を収集し、伝えている - 最近、大法院判例を争点別に整理して審判部に提供し、「知的財産権審判研究会」を2012年11月に発足して知的財産権の審判・判例に係る主な争点についてセミナーを開催中 |
| <p><u>24) デザイン登録要件における拡大先願の改善【特許庁、受入れ】</u> ≪建議要約≫ 韓国では、物品全体のデザインを先に出願した後、その物品の一部分や部品のデザインを出願した場合、同一出願人であっても、後に出願した物品の一部分や部品についてのデザイン登録を受けることができない。一方、近年、市場で成功した製品について、デザイン性の高い部分のみ模倣するといった被害が生じており、物品の一部分や部品についても、権利保護を図る必要性が増しているところであり、例えば、日本においては、同一出願人によるこ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国会審議中(2014年4月)のデザイン保護法の全部改正案に反映されている。 |

のような後の一部分・部品の出願を許容している。

そこで、先に出願したデザインの一部・部品を後に出願した場合、同一出願人によるものであれば登録可能とするよう、制度の改善を要望する。

25) デザイン保護法における保護範囲について【特許庁、受入れ】

《建議要約》

2010年において立法予告されたデザイン保護法の改正案では、デザインの保護対象を物品に関係なく、デザインコンセプト自体に広げる案が提示されている。しかし、保護対象をデザインコンセプト自体に広げた場合、デザイン権の効力が物品を超えて広がることになり、権利範囲がむやみに拡大し、産業の発達をむしろ阻害する恐れがある。

そこで、今後もデザインコンセプト自体に保護範囲を拡大することがないよう要望する。

26) デザイン無審査登録物品の見直し【特許庁、長期検討】

《建議要約》

先に施行されたデザイン保護法施行規則により、流行性が強くライフサイクルの短い物品に対し早期に権利付与を行うべく、無審査で登録となる物品が追加された。しかし、無審査で登録する対象が分類により硬直的に決定されているため、プリンター等、流行性が強くない製品も多数含まれている。

そこで、デザイン無審査登録の対象となる物品を見直すと共に、単に分類等により硬直的に決定するのではなく、個々の物品のライフサイクル等の特性を吟味した上で対象を決定するように要望する。

27) 商標の先後願に関する判断時期の改善【特許庁、長期検討】

《建議要約》

・国会審議中(2014年4月)のデザイン保護法全部改正案に反映されている。

・ライフサイクルが長かったり流行性の強くない物品についての分析、業界が好むのは審査・無審査のどちらなのか、不良権利の発生による社会的コストなどについて総合的な検討が必要であるため、長期的に審査-無審査物品の対象の調整可否を検討していく予定である。

・出願人と先登録商標に対する不使用取消し審判を請求した人が同一人物である場合、出願商標と先登録商標の同一・類否の判断時点を登

他人が先に商標を出願し、商標登録 A を受けている場合、その後に出願した同一又は類似の商標 B は、登録を受けることができない。しかし、韓国では、登録商標 A と商標 B とが同一又は類似であるか否かの判断を、他の主要国とは異なり、商標 B の出願時を基準に行っている。そのため、商標 B の審査時において登録商標 A が消滅していたとしても、商標 B の出願時に存在していた場合は、既に存在しない登録商標 A によって、商標 B が拒絶されるという状況となっている。

そこで、他の主要国と同様、他人が先に出願した登録商標とその後に出願された商標とが同一又は類似であるか否かの判断を行う際には、その後に出願された商標の決定時を基準に審査するよう要望する。

28) 商標の指定商品の包括的な記載の拡大【特許庁、長期検討】

《建議要約》

例えば、プリンターとプリンターカートリッジのように、本体商品とその付属品に対し同じ商標を付して包括的な保護を得ることは、権利の十全な保護の観点から重要な事項であるところ、韓国においても、そのような包括的な記載が一部認められるようになっている。しかし、そのような包括的な記載が認められる範囲は、依然として限定されている。

そこで、商標出願時における指定商品の記載方法として、本体商品とその付属品といった包括的な記載を広く許容するよう、改善を要望する。

29) 不正の目的をもって使用する商標の判

録可否の決定時へと変更し、取り消された商標と同一・類似する商標を再度出願することなく商標登録を受けることができるよう商標法を改正する。(2013年10月6日施行予定)

・先願による他人の登録商標との類否を含めたその他の場合は、消費者の認識に残っている先登録商標との誤認・混同を防ぐため判断時点を商標登録出願時に定めているだけに、判断時点を登録可否の決定時に改正するためには国際的な調和及び出願人の意見調査などを通じた長期的な検討が必要である。

・特許庁は、次の条件をみたす包括的な名称を引き続き認めるつもりである。*

* 但し、2012年4月から導入された加算料制度(20以上の商品・サービス業から加算料を賦課)により具体的な商品・サービス業で出願する場合と包括的な名称で出願する場合の公平性の問題が提起されており、政策方向の変更の可能性もある。

- 商品・サービス業の名称が基本的に1個類に該当することもあり、
- 商品・サービス業の名称が他人の商標・サービス標の商品・サービス業と類否判断ができるぐらい明確であり、
- 現状の取引上、包括的な名称として広く使われていて、実際国内外でこのような包括的な名称で広く出願されている場合

*上述の基準に合致する16の包括的な名称を2013年から新たに認める

・不正の目的をもった模倣商標の登録を排除す

断基準について【特許庁、一部受入れ】

《建議要約》

国外で他人のものと知られている商標と同一又は類似する商標は、不正の目的がある場合、登録を受けることができないこととされている。そして、不正の目的の有無を判断する基準として、当該商標が誰のものであるかわからなくするために出願する場合や、創作性がある商標を模倣して出願した場合、これに該当するものとされてきた。

しかし、先般示された大法院判決(2012(フ)672号、2012年6月28日判決宣告)では、不正の目的の有無について、国外企業の商標に対する韓国国内における認知度等を加味して判断することが説示されており、そうすると、国外で特定人のものと知られているだけでは足りず、韓国国内で知られていることが要件となり、外国において知られている商標の模倣商標を排除することが困難となる。

そこで、今後も、現行の韓国特許庁の商標審査指針書による運用のとおり、国外で他人のものとして知られている商標について、当該商標が誰のものであるかわからなくするために出願する場合や、創作性がある商標を模倣して出願した場合、不正の目的があるものと判断して審査等を行うよう要望する。

30) 伝統製品・酒類等における商標保護強化【特許庁、一部受入れ】

《建議要約》

先般、日本酒における一般名称(甘口、辛口、上撰、特選等)が韓国において商標登録され、日本酒輸入業者によるこれらの名称使用に対する権利侵害の警告がなされる事件が発生している。しかし、これらの名称は、日本酒業界の者であれば、日韓問わずおおよそ誰でも知っているはずのものである。

そこで、このような伝統製品、酒類等に関し、当該業界の者であれば国籍を問わず誰でも知っているような一般名称については、商標登録がなされないよう、審査体制を強化するよう要望する。

るため、商標審査基準で具体的な判断基準を定め積極的に審査に適用するよう政策を施行している。

- 審査の実務においても外国の需要者の間で特定人の商品を表示するものとして認識されている商標であるかどうかを判断するため、インターネットなどを活用して多用な検索を行い、検査の結果を審査に活用するようにする。

・但し、大法院の判決は尊重されるべきであり商標審査の基準も大法院の判例を参照にして定まる場合が多いが、今回の判例を通じて現行の商標審査基準の「不正の目的」に対する判断基準が変わることはないと思われる。

・商標法(または商標審査基準)において、特定商品を取り扱う同業者の間で、ある標章をその商品の名称として認識する場合や品質などを表示する標章は商標登録を拒絶するようにしている。

- 審査においてもこのような基準を適用しているが、各国の言葉が異なるため商品の慣用名称や品質表示などで直接認識されない場合、商標登録を拒絶することは困難である。

・ただし、ご提示の意見通り、伝統製品や酒類は当該業界で一般名称として通用する用語が多く存在していることを勘案し、当該用語の意味や使用実態をより綿密に把握し、当該する場合は商標法令の拒絶事由の条項を積極的に適用するようにするなど、審査官に対する教育を強

| | |
|--|---|
| <p>31) 特許庁ウェブサイト(KIPRIS)の改善【特許庁、一部受入れ】 ≪建議要約≫ 韓国特許庁ウェブサイト(KIPRIS)では、一部の意匠・商標公報に英訳が行われ、また、英文検索をハングルに機械翻訳する機能(Eng-Kor)が搭載され、英語による検索が可能となっている。しかし、全ての意匠・商標公報に対し英訳が行われておらず、また、現実的にEng-Kor 機能も限定的であることから、英語検索を十分に活用することができない。 そこで、ハングルの公報に対する英訳の拡充や、Eng-Kor 機能の一層の拡充を要望する。</p> | <p>化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2014年から韓→英機械翻訳サービスを無料で提供する予定。 - 2013年新規導入される韓→英機械翻訳エンジンを活用し、KIPRIS において特許・実用新案のハングル公報についての英文への翻訳サービスを2014年から無料で提供する予定である。 ・検索語拡充機能である ENG-KOR は、英韓機械翻訳辞書を活用して韓国語を知らない外国人が類似した特許を検索できるようサポートする補助手段である。 - 英語検索とハングル検索で同じ結果が出るよう改善するためには英韓および韓英機械翻訳辞書を拡充すべきであるが、そのためには多くの時間と費用がかかるだけに長期的な観点から検討・努力する。 <p style="text-align: center;">＜参考1＞</p> <p>ENG-KOR(KIPRIS 英文ホームページの検索語拡充機能)機能</p> <p>□ENG-KOR 機能の使用有無によるサービス結果の比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KIPRIS 英文ホームページで検索語「car」を入力した際の検索結果の比較 - ENG-KOR 機能を使用した場合、602、540件を検索 * 検索時に反映される検索式 (((car)<or>(((自動車<or>vehicle<or>ミニカー<or>アデノウイルスレセプター<or>自動車搭載<or>小さい自動車<or>小さい車<or>小さいカー<or>차<or>카<or>리안)))))) - ENG-KOR 機能を使用しない場合、51、978件を検索 <p>参考までに、ハングルホームページで検索語拡充機能の使用有無によるサービス結果の比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KIPRIS のハングルホームページで検索語「自動車」を入力した際の検索結果の比較 |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>32) 水際措置の拡大【関税庁、受入れ】 <<建議要約>> 近年、韓国において流通する模倣品の多くは、中国等海外から韓国内に流入したものであり、また、中国等から仕出しされた模倣品が韓国において積み替えられ、さらに他国に拡散しており、税関による水際措置の拡充が一層重要になっている。加えて、税関による取締りをより効率的に行うためには、真正品と模倣品との見分け方を取締職員に教育し、周知を図ることが重要であるところ、当該教育は、韓国国民を模倣品被害から守るという観点で公益性がきわめて高いにもかかわらず、社団法人貿易関連知識財産権保護協会に会費を払った企業に限定されてしまっている。</p> <p>そこで、2013年7月以降に取締開始予定とされている特許権、デザイン権の侵害品に対する取締体制整備を要望すると共に、輸出及び通過時の取締りも強化するよう要望する。また、あわせて、税関職員等に対する模倣品の判定教育等の機会を各企業に広く認めるよう要望する。</p> <p>33) 日本コンテンツに対する規制の撤廃【文化体育観光部、長期検討】 <<建議要約>> 韓国では、いまだに地上波における日本のバラエティやドラマ等の規制がなされている。そのため、番組フォーマットを含め、日本コンテ</p> | <ul style="list-style-type: none"> - 検索語拡充機能を使用した場合、405、277件を検索 * 検索時、反映される検索式 ((((`<ngram> 自動車 `)<OR><word> 自動車))<OR>((((`<ngram>Vehicle `)<OR><word>Vehicle)))) - 検索語拡充機能を使用しない場合、376,985件を検索 <ul style="list-style-type: none"> ・関税庁は通関段階の知財権保護に向けた取締り力を強化するため、外部の専門家を講師として招聘し税関職員を対象に教育を行っており、 - 社団法人貿易関連知識財産権保護協会は、関税庁からの委託で同教育を実施していて、講師の資格に制限はない。 - 2012年度は22の企業及び団体から講師として参加してもらい、このうち社団法人知識財産権保護協会の会員会社は10社。 - 教育への参加を希望する場合、関税庁特殊通関課(042-481-7638)、または社団法人貿易関連知識財産権保護協会(02-3445-3761)までご連絡ください。 ・また、関税庁は2013年7月1日から保護対象となる特許、デザイン権に関する保護手続きを設け、 - 輸出・積換え貨物については2011年から取締り対象に指定し、取締りを強化している。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本の文化コンテンツ開放の問題は、韓日両国の間で政治的・外交的・歴史的に複合的な事情をもつ懸案である。1998年韓日首脳共同宣言文に基づき開放措置がとられて以来、韓国は延べ4回にわたる日本文化コンテンツの開放幅を拡大してきた。 |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>ンツに対する模倣被害が助長されている状況である。</p> <p>そこで、このような日本コンテンツに対する前時代的な規制を早急に撤廃していただきたい。</p> | <p>・今後、日本の文化コンテンツの追加開放の可否については産業的な影響、国民感情、歴史的な特殊性などを総合的に考慮して検討していく。</p> |
|---|---|

5. 個別要望事項（新規6項目、継続1項目）

| 項 目 | 検討意見 |
|--|--|
| <p>34) 商法改正【法務部、一部受入れ】</p> <p>《建議要約》</p> <p>商法改正により、親会社との取引に関して取締役会の 2/3 以上の承認、公正な取引である根拠資料の提出など過度な手続きが要求されており、包括的手続きの導入等、対象取引の明文化等、簡素化システムの導入につき検討願いたい。</p> | <p>・取締役の自己取引の規制は企業の透明性を強化する代表的な規定にあたる。</p> <p>－ 立法の過程で取締役の自己取引の規制を強化することで企業の負担が加重するとの憂慮もあったが、企業の透明性のためには規制強化が避けられないという意見によって立法的な決断がなされたものである。</p> <p>－ 取締役や支配株主等が会社や多の株主らの利益を侵害し、不当な利益を得ることを防ぐための自己取引規制を適用することにおいて、海外の親会社と取引をしているという事情だけで適用から除外することは困難である。</p> <p>・但し、実質的に利害が衝突するおそれのない取引や合理的な基準に沿った事前包括承認は可能であるため、法務部はこれについてのガイドラインを商法会社編解説書¹において提供している。</p> |
| <p>35) 多数供給者契約と関連して価格調査の際、総合判断の要請及び資料提出負担の軽減要望【調達庁、受入れ困難】</p> <p>《建議要約》</p> <p>政府各機関で共通的に必要な物資を調達する際、調達庁との多数供給者契約を結んだ後に供給することになるが、調達庁は契約単価より低い金額で取引されているものがあれ</p> | <p>《① MAS 契約単価の策定》</p> <p>・MAS 契約は基本的に商用品を対象としており、政府モデルと一般モデルを区分しておらず、</p> <p>－ 政府調達市場は大量購買による価格割引が適用されるため、通常一般消費モデルより価格が高く設定されることはない。</p> |

¹ 法務部発刊。「商法会社編解説」、図書出版トンガン、2012. 4. 238-244面を参照

ば契約者の契約単価の引き下げを要求している。

調達庁が比較対象にしている価格がマーケットの正常な取引金額を反映していない可能性があるため契約単価の引き下げを要求する場合には、取引の継続性・頻度・量などを総合的に見て判断してほしい。又、契約当事者が国税庁に税金計算書関連書類を要請し、調達庁に提出するのに相当の時間と費用がかかる。調達庁は供給者に税金計算書の資料提出を要求せず、国税庁に直接要請してほしい。

*

・MAS 契約単価の策定に係り**現在** MAS 契約に向けた交渉基準価格の決定の仕方は、企業が提出した価格資料の加重平均価格と最安値のうち、安い価格を基準にするものの、

- **流通構造上、契約対象者の取引実例価格で交渉が難しいと判断された場合、取引実例価格、企業提示価格、類似取引実例価格を参考にして交渉基準価格を定めている。**

*多数供給者契約の業務処理規定第15条第2項

・**優待価格の維持義務**に係り、市場供給価格(契約相手が価格管理が可能な総販供給価格、直営代理店の販売価格、またはホームページ、カタログ等に掲載された価格に限る)を基準に適用しており、

*市場供給価格は、設置基準など同一条件の下で価格を比較し適用する。

- 市場供給価格の差が3/100以内で、市場供給価格の引き下げ期間が1ヶ月を越えない上、同一製品について市場供給価格の引き下げ回数が2回以下の場合には優待価格通報を免除しており、

*多数供給者契約特殊条件第11条第4項、第5項

- **再販売価格(オープンマーケット販売等)は優待価格維持義務の範囲内に含まれていない。**

*公正取引法第29条(再販売価格維持行為制限)規定を適用

《② 電子税金計算書の提出》

・国税庁と価格資料を直接受け取る方策について検討したが、「**国税基本法**」第81条の13(機密維持)規定により国税庁が調達庁に直接価格資料を転送することは不可能

- 現在、電子税金計算書の提出方法は、国税

| | |
|---|---|
| <p>36) <u>食品輸入に関する規制および手続きの簡素化要望【農林畜産食品部、長期検討・受入れ困難】</u> ≪建議要約≫</p> <p>牛・チキンエキスを含む食品を輸入することは実質的に不可能な事が多い。例えば、狂牛病発生国から牛エキスを使用した食品の輸入は禁止されている。また、チキンエキスの場合、高いレベルでの高熱、長時間の滅菌が要求されるが、日本の基準に比べ相当厳しい。韓国国内での製造品について同基準で製造されていることをどの程度モニタリングしているかはわからないが、輸入のみ厳しい基準を適用しているとすると実質的な非関税障壁であると思われる。</p> <p>欧米や日本などの基準を参考に、牛・チキンエキス含有製品の輸入規制を緩和して欲しい。</p> <p>又、通関書類の簡素化を進めてほしい。</p> | <p>庁の e-ゼロシステムから資料をダウンロードしてオンラインでナラジャントに登録する仕組みとなっており、時間と費用があまりかからない。</p> <p>□牛・チキンエキスを含む食品を輸入することは実質的に不可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国政府は牛海綿状脳症(以下“BSE”と称する)発生国から反芻動物(牛、羊など)由来動物性たんぱく質製品の輸入を制限している。 - BSE の病原体は熱処理でも不活化せず動物性たんぱく質製品(エキス等)は製品の特性上、製造・保管および運送の過程で反芻動物由来動物性たんぱく質製品との交差汚染のおそれがあり、輸入制限措置を取っている。 ※日本政府も BSE 発生国産の動物性たんぱく質製品に対して輸入制限措置を取っているものと承知している。 - 但し、韓国政府としては、非反芻動物(豚、鶏など)由来動物性たんぱく質製品に対しては輸入条件をつけて輸入を許容する方策を検討中である。 <p>□通関書類の簡素化は受入れ困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品医薬品安全処は食品の安全性を確保することで消費者を保護し、正しい消費者の選択権を保障するため努力している。 ・輸入申告の際、原料の成分や製造工程を確認することは製品の検査項目の選定、同一会社の同一製品であるか否かを判断(同一会社の同一製品である場合、検査実績を認め書類検査で通関)するための最小限の措置であるため、同建議事項は受入れ困難である。 |
|---|---|

37) 新薬価値方案に対する建議【保健福祉部、受入れ困難・長期検討】

《建議要約》

新薬価値は企業経営、新薬開発、市場への製品導入決定に大きな impact を与える。しかし、現在の新薬価値を決める手段には不透明さや複雑さが存在し、かつ開発意欲を削ぐ結果に成り得る事から改善を要望する。

38) 薬価事後管理制度改善に対する建議【保健福祉部、一部受入れ・長期検討・受入れ困難】

《建議要約》

使用量-薬価連動制度、低価格インセンティブ制度、特許満了医薬品の価格再調整制度など様々な薬価事後管理制度を施行しているが、施行上解決すべき矛盾点があり、制度の改善を望む。

39) 1. 新薬薬価及び保険給付の登載プロセス短縮化【保健福祉部、受入れ困難】

1. (受入れ困難) HIRA の経済性評価と NHIC の薬価交渉は、其々独自の目的があり、双方とも適切な新薬の薬価決定に必須の手続きである。

- 保険薬価の決定に保険者の支払い意図が反映される必要がある。

- 現在も NHIC では、薬剤給付評価委員会の経済性評価金額を交渉の際に参考金額として考慮している。

2. (受入れ困難) 費用効果性を評価する際、現在の市場状況を反映する必要があるため登載から久しいとの理由だけで比較対象から外されるのは妥当ではない。

3. (長期検討) 今後、評価の一貫性を高めるため HIRA の評価基準の調整可否などについて検討する予定である。

1. (一部受入れ) 類型2の廃止、交渉対象の基準金額の上方修正および交渉関連情報の提供を含む使用量-薬価連動制の改善方案を検討中。

2. (長期検討) 市場型実取引価制度は2012年4月1日から薬価制度改編の影響で制度の施行を2年間(2012年2月1日～2013年1月31日)猶予した状態であり、薬価引下げの効果等をモニタリングした後、制度の改善方向を定める予定である。

3. (受入れ困難) 自己責任等による薬価引下げ仕組み*において重複適用を除外してほしいとの建議は妥当ではない。

*リベート摘発時の薬価引下げ、使用量-薬価連動制など

1. (受入れ困難) HIRA の経済性評価と NHIC の薬価交渉は其々独自の目的があり、双方とも適

2. 新たな薬価制度導入プロセス改善に対する建議【保健福祉部、既に施行中】

《建議要約》

1.新薬薬価申請から登載まで1年以上かかり、かつ代替品の加重平均以下の価格を受け入れない限り給付予測が困難な為、該当製品の発売可否決定が出来なく製造開始が遅延する事がある事、将来予測が立たない事などから企業経営上のリスクが高く改善を望む。

2.今まで様々な申請及び登載後に關わる薬価制度が導入されてきたが導入背景・時代・検討者が違ふ為に複雑さや不透明さがあり實際運用されていない制度もあり、先行きが読めない為に企業経営上のリスクとなっている。新たな薬価制度導入時には充分な社会的合意と政府・国民・企業が納得できる意思決定プロセスへの改善を望む。

40) 医薬品品目許可時必須提出資料である品目別製造および品質評価資料(GMP 資料)中バリデーション(validation)と関連した建議事項【食品医薬品安全処、受入れ困難】

《建議要約》

GMP バリデーション関連法規の中の「プロセスバリデーション」「洗浄バリデーション」について、効率上・環境上悪い影響が出る項目があるので改善を望む。

切な新薬の薬価決定に必須の手続きであり、

- 新薬の価格が決まる前に、HIRA で経済性評価など療養給付の適切性の評価を先に行わなければならない。

2. (受入れ:既に施行中) 新たな制度を導入する際、専門家協議体の構成、組織内の T/F チームの構成、すべての利害関係者が集まる懇談会、政府・供給者・専門家・市民団体等から成る健康保険政策審議委員会の意思決定等を経ており、法令改正の際には60日間の立法/行政予告機関を通じて各界各層の意見を十分に収集してから施行している。

□バリデーション結果報告書ではなく計画書提出へ提出条件を緩和:受入れ困難

・プロセスバリデーションは医薬品品目許可条件の一つである GMP 評価に求められる資料として、バリデーション実施結果のない計画書だけでは GMP 評価の適合如何を判定することができないため品目許可を受けることができない。

- ご参考までに、品目許可条件の一つである安全性・有効性審査のために提出すべき資料として、臨床試験成績に関する資料(結果報告書)なしに臨床試験計画書だけでは安全性・有効性審査及び品目許可を出すことはできない。

□バリデーション資料の中洗浄前・後の維持期間提出市長条件の緩和:長期検討

・洗浄バリデーションに対するヨーロッパのガイドラインでは、「洗浄とリサイクルのみならず使用と洗浄までの期間が検証(Validation)されなければならない」と明示しているため、DHT/CHT が洗浄バリデーションの対象でないということは事実ではない。

※ 根拠: Qualification and validation(Annex 15 to the EU

| | |
|--|---|
| | <p>Guide to Good Manufacturing Practice, Sep. 2001)</p> <p>・洗淨バリデーションは再現性確保という趣旨を勘案すると1回の確認(Verification)で洗淨方法の有効性が検証(Validate)されたとは言いがけしため、洗淨バリデーションに含まれた DHT/CHT も1回の確認で検証されたとは言えない。</p> <p>・但し、DHT/CHT に対する非連続検証の形態で規制当局から適合判定を受けた海外の事例(EU 等)を具体的に提示し、妥当な科学的根拠及び事由等をも共に提示するなら改善の可否を検討していく。</p> |
|--|---|

6. 生活環境改善 (継続1項目)

| 項 目 | 検討意見 |
|---|--|
| <p>41) 交通問題について改善【警察庁、一部受入れ】 ≪建議要約≫ オートバイの歩道走行、車の信号無視、バスの急発進、急停車等、取締りの強化および政府による交通モラル向上のための指導を要望する。また、二輪車の高速道路走行について許可願いたい。</p> | <p>・2013年は国民が一掃したい4大無秩序行為を中心に積極的な啓発と取締りを行っており、</p> <p>* 4大無秩序行為：割り込み・進めないにもかかわらず渋滞交差点内に進入してさらなる渋滞を産み出す行為・二輪車の歩道走行・方向指示器を点滅しないこと。</p> <p>・地域別に駐・停車特別管理区域を選定・自治体の合同取締りを強化する等、重要交通ルールの違反行為に対する指導及び教育を強化し、交通安全を確保するよう進めている。</p> <p>・一方、二輪車の高速道路通行の許容は高速走行の危険性・運転者が外部に晒される二輪車の構造的問題などを考慮すると、受入れ困難である。</p> <p>- 成熟した二輪車の運転文化がいまだに定着していないという大多数国民の反対感情を考慮する必要がある。</p> <p>* メディアリサーチの世論調査(2008年11月)の結果、全体の回答者の92.7%、二輪自動車の運転者の回答者の70.6%が現行制度の維持に賛成</p> |